

第4節 貿易経済協力局	282
経済協力・貿易投資促進政策	282
1. 2013年度の経済協力・貿易投資促進政策に関する主な動き（総論）	282
1. 1. 経済協力に関する主な動き	282
1. 2. 貿易投資促進政策に関する主な動き	282
2. インフラシステム輸出	282
3. 資金協力政策	282
3. 1. 円借款及び民活インフラ案件形成等事業	282
3. 2. 経済協力ツールを活用した日本企業支援	283
3. 3. 円借款の継続的制度改革	283
3. 4. 進出拠点整備の推進	283
4. 技術協力政策	283
4. 1. 制度・事業環境整備	284
4. 2. 産業人材育成	284
4. 3. インフラシステム輸出促進	284
4. 4. 国際即戦力人材の育成	284
5. 貿易保険	284
5. 1. 引受実績	284
5. 2. インフラシステム輸出・資源・エネルギーの安定供給確保への取組	284
5. 3. 新興国市場への取組を強化	285
5. 4. 中小企業支援	285
5. 5. 貿易再保険特別会計及び独立行政法人日本貿易保険（NEXI）の見直し	285
5. 6. 貿易保険の機能強化	285
6. BOPビジネス	285
7. 貿易投資促進政策	285
7. 1. 対内直接投資の促進	285
7. 2. 国際租税制度に係る環境整備	287
貿易管理	288
1. 2013年度の貿易管理に関する主な動き（総論）	288
2. 外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく貿易管理	288
2. 1. 安全保障分野での輸出管理	288
2. 2. 国際条約遵守のため等に行う輸出管理	290
2. 3. 輸入管理	290
2. 4. 為替管理	291
2. 5. 経済制裁	291
3. 輸出入手続の電子化	292
4. 経済連携協定（EPA）に基づく原産地証明制度	293
5. 貿易救済措置等	293
5. 1. 不当廉売関税、相殺関税、セーフガード	293
5. 2. 関税割当制度	294

第4節 貿易経済協力局

経済協力・貿易投資促進政策

1. 2013 年度の経済協力・貿易投資促進政策に関する主な動き（総論）

1. 1. 経済協力に関する主な動き

新興国を中心とした世界のインフラ需要は高まりを見せている。これらの旺盛なインフラ開発需要を取り込むことにより新興国の経済発展と我が国の力強い経済成長の両方を実現すべく、政府開発援助（Official Development Assistance、ODA）や公的金融機関による支援を最大限活用し、経済協力とインフラシステム輸出の緊密な連携を図ることは重要である。ODAには大きく分けて有償資金協力（円借款や海外投融資）、無償資金協力、技術協力があり、経済産業省は我が国産業界、相手国のニーズを踏まえ、円借款、海外投融資、技術協力、貿易保険、民間資金等を有機的に連携させてきた。

2013 年 5 月に策定された「インフラシステム輸出戦略」を受け、「日本再興戦略」では、2020 年までに 30 兆円のインフラ受注という目標を掲げ、具体的な施策を決定した。それに基づき、円借款の柔軟化を目的とした新しい円借款制度の導入や、人材育成を始めとした技術協力、株式会社国際協力銀行（JBIC）や独立行政法人国際協力機構（JICA）、独立行政法人日本貿易保険（NEXI）等関係機関の連携によるプロジェクトの迅速化等に取り組んだ。

また、海外におけるリスク増大や、取引形態や資金調達手法の多様化など、海外事業環境の変化に応じた貿易保険制度の拡充を実現するため、「貿易保険法の一部を改正する法律案」を 2014 年 2 月に閣議決定、国会へ提出し、4 月 4 日に可決した。

1. 2. 貿易投資促進政策に関する主な動き

対内直接投資の拡大は、経営ノウハウや技術、人材などの経営資源の流入を促し、我が国の生産性向上や雇用創出に資するものである。しかしながら、我が国の対内直接投資残高は、2008 年をピークに伸び悩み、主要先進国やアジア新興国に比べ大きく見劣りしている。また近年、アジア諸国の経済成長に伴い、日本の立地環境の魅力は相対的に低下傾向にある。そこで政府は、2013 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」において、「国際展開戦略」の重要な柱の一つとして、対内直接投資の活性化を掲げた。

この成長戦略のもと、2020 年における対内直接投資残高の倍増（2012 年末時点 17.8 兆円）を目指すこととした。

一方で、日本企業の円滑な海外事業活動を阻害することのないよう、外国子会社合算税制における規定の明確化に係る税制改正や進出先国における課税問題に係る国内企業への注意喚起、租税条約の新規締結・改正のための分析等を行った。

2. インフラシステム輸出

アジアを中心とした新興国においては、電力、交通、水道等のインフラ需要が膨大であり、今後中長期にわたって大きな伸びが見込まれている。これらの膨大な需要を我が国企業が獲得し、海外の成長を取り込むことで我が国の成長につなげていくことが重要であるとの認識の下、インフラシステム輸出の促進に取り組んだ。

官民一体でのインフラシステム輸出推進のため、2013 年 3 月に設置された経協インフラ戦略会議を計 8 回開催。地域別・横断的テーマについて議論を行い、5 月には「インフラシステム輸出戦略」を策定。「日本再興戦略」に同戦略の実行が盛り込まれた。

同戦略では 2020 年に約 30 兆円のインフラ受注という目標に向け、①企業のグローバル競争力強化に向けた官民連携の推進、②インフラ海外展開の担い手となる企業・地方自治体や人材の発掘・育成支援、③先進的な技術・知見等を活かした国際標準の獲得、④新たなフロンティアとなるインフラ分野への進出支援、⑤安定的かつ安価な資源確保の推進、の 5 つを柱として、それぞれ具体的施策を決定。また、10 月の第 6 回会議では戦略のフォローアップを行い、合わせて円借款の制度改善を公表するなど、本会議の議論を踏まえた施策の実現を推進した。

3. 資金協力政策

経済産業省は外務省、財務省とともに、円借款・JICA 海外投融資に関し、企画立案、個別案件への供与方針決定等を行っている。

3. 1. 円借款及び民活インフラ案件形成等事業

2013 年度は、アジアを中心とする旺盛なインフラ整備需要を取り込みつつ、本邦企業の優れた技術を途上国開発に役立てるため、個別のインフラ案件の事業実現可能性調

査（F/S）を実施した。

具体的な案件として、ベトナム「ハイフォン新市街地幹線橋梁建設事業調査」、ベトナム「ダンニャマック地区開発事業調査」、タンザニア「中央回廊鉄道再活性化・エネルギー効率化事業調査」、ペルー「タクナ州地熱開発事業調査」等を採用した。

3. 2. 経済協力ツールを活用した日本企業支援

アジアを中心とする新興国の成長を取り込み日本経済の活性化につなげるため、インフラ関連産業の海外展開が重視されている。その戦略的な経済協力ツールとして、円借款、特に我が国の優れた技術を途上国開発に活かす本邦技術活用条件（STEP：Special Terms for Economic Partnership）の活用が重要である。

2013 年度には世界全体で 64 件の円借款を供与し、そのうちモルドバ「医療サービス改善事業」等 8 件の STEP 円借款を供与した。また、JICA 海外投融資については、ミャンマー「ティラワ経済特別区（SEZ）開発事業」をはじめ、本格再開後 5 件の供与実績がある。

3. 3. 円借款の継続的制度改革

2013 年 4 月、円借款の制度改革として、日本の強みを活かせる分野において、「環境」「人材育成」に「防災」「保健・医療」を新たに追加の上、これら分野の金利を引き下げ、STEP 円借款について、日本企業の海外子会社も新たに適格とする等の改善を実施した。また、同年 5 月の経協インフラ戦略会議で決定された「インフラシステム輸出戦略」に基づき、円借款の柔軟化に向けた検討を進め、途上国における PPP 案件への日本企業参画を後押しすべく、同年 10 月にはインフラ整備事業に対する途上国政府の出資を補う円借款（Equity Back Finance）や事業運営権獲得を視野に入れた有償資金協力を含めたパッケージ支援（Viability Gap Funding）を導入した。

これらの制度改革を通じ、我が国インフラシステムの輸出の更なる拡大が期待される。

3. 4. 進出拠点整備の推進

インフラ輸出は、案件の受注を通じた企業の直接的利益のほか、現地に進出する日本企業のビジネス環境整備にも資する。そのためには、地域開発プロジェクトの上流段階

から「面的」に開発し、日本企業の進出拠点整備・現地市場獲得につなげることが重要である。我が国は、総理・閣僚級の協議等を通じて、ミャンマー・インドネシア・インドといった新興国を中心に進出拠点の整備を進めている。

具体的には、ミャンマーではヤンゴン郊外に工業団地・商業施設等の総合開発を行うティラワ経済特別区（SEZ）開発（約 2,400ha）を推進している。2013 年 10 月、早期開発区域（400ha）の開発を担う日・ミャンマーの共同事業体が設立された。また、同年 12 月には、安倍総理大臣とテイン・セイン大統領との首脳会談が行われ、ティラワ SEZ へのアクセス道路や上水整備等 632 億円の円借款供与が表明された。2014 年 1 月、早期開発区域の造成工事を開始し、同年 3 月には、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）主催のティラワ SEZ セミナーを開催し、多数の日系企業が参加した。

インドネシアではジャカルタ首都圏におけるインフラ整備と投資環境整備の改善を目的とした首都圏投資促進特別地域（MPA）構想を進めている。2013 年度までに日・インドネシア間で閣僚級の運営委員会を 4 回実施しており、2013 年 12 月の第 4 回運営委員会では、戦略プラン実施の一層の加速化に向け協力を実施していくこと、特に重要な案件とされるチラマヤ国際港整備事業に関して、日・インドネシア両国の官民関係者と連携して 2020 年の開港を目指し最大限の努力を行う旨合意した。また、MPA サポートファシリティを立ち上げ、官民で適切なリスク分担を実現し、PPP 事業を促進する旨も合意した。

インドではデリー・ムンバイ間産業大動脈（DMIC）構想及びチェンナイ・バンガロール地域開発（CBIC）構想を推進している。2014 年 1 月の日・インド首脳会談で、DMIC の個別事業に対して JBIC 融資及び STEP を含む円借款によるファイナンスを検討することが改めて確認されたことに加えて、CBIC におけるタミル・ナド州投資促進プログラム（TNIPP）の他地域への展開を検討することも合意された。

4. 技術協力政策

2013 年度は、東南アジアをはじめとした開発途上国の開発課題解決と日本企業の海外展開促進のため、開発途上国における制度・事業環境整備や産業人材育成、インフラシステム輸出促進及び日本の国際即戦力人材育成等を実

施した。

4. 1. 制度・事業環境整備

主に開発途上国の業界団体を対象に指導や啓発を行うことにより、開発途上国における貿易投資促進に資する制度・事業環境整備を行った。

2013 年度は、化学物質管理（ベトナム）、販売金融制度（インドネシア・ベトナム）、医療分野における超音波画像診断普及（バングラデシュ）、胃がん検診システム（タイ）等について研修、専門家派遣を実施した。

4. 2. 産業人材育成

開発途上国の経済を支える民間の企業・団体の技術者や管理者を対象に、日本の産業界と連携し、能力構築支援を実施した。具体的には、特定の技術や知見を有する日本企業の現役社員や退職者を専門家として開発途上国の企業に派遣し、現地人材に対して技術指導やアドバイスを行う専門家派遣事業を実施した。また、開発途上国から研修生を受け入れ、企業の有する施設等を活用した技術指導や講義等を実施した。

2013 年度は、タイ、インドネシア及びベトナム等東南アジアを中心に、主に自動車産業や金属産業といった分野を対象に実施した。

4. 3. インフラシステム輸出促進

インフラシステムの輸出を促進するため、開発途上国のインフラ関係者等のキーパーソンに対し、我が国インフラ関連技術の優位性の理解促進やネットワーク強化に向けた研修及び専門家派遣を実施した。

2013 年度は、ミャンマー、インド等を中心に、水、鉄道、情報通信等といった分野を対象に実施した。

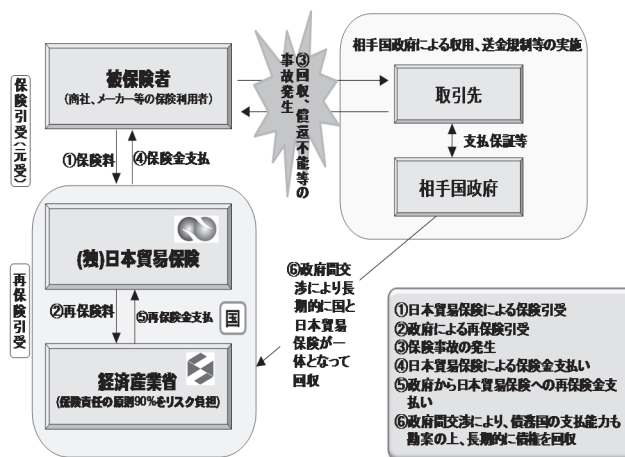
4. 4. 国際即戦力人材の育成

日本の若手人材の開発途上国へのインターンシップを通じて、インフラシステム輸出等に必要となる交渉力等を有するグローバル人材を育成した。

2013 年度はベトナム、インド、インドネシア等の政府関係機関等に派遣した。

5. 貿易保険

貿易保険は、日本企業の対外取引（輸出、投資、融資等）に関して、通常の保険によって救済することができない危険を、国の信用力や交渉力に基づき長期間にわたり収支相償を前提にカバーする保険である。貿易保険では、「非常リスク」（戦争、内乱、外貨送金停止などの相手国政府のリスク）と「信用リスク」（プロジェクトの破綻等、相手企業のリスク）を引き受ける。各国とも国の事業として実施・強化しており、日本は日本貿易保険（NEXI）が保険業務を行い、国が再保険を実施している。（参照：（図）貿易保険の実施体制）



5. 1. 引受実績

2013 年度は、ベトナム「ニソン製油所・石油コンプレックスプロジェクト」、アルゼンチン「オラロス塩湖リチウム回収プロジェクト」、インド「国営火力発電公社向け発電プロジェクト」等、計約 8.5 兆円の貿易保険引受を行った。

5. 2. インフラシステム輸出・資源・エネルギーの安定供給確保への取組

2013 年 5 月に、新興国を中心とした世界のインフラ需要に対し、官民一体で取り組み、我が国の力強い経済成長につなげていく「インフラシステム輸出戦略」が閣議決定される中、現地通貨為替リスクへの対応強化、JBIC との協調融資に対する付保率の引き上げといった取組を行い、インフラシステムの輸出を積極的に支援した。また、資源・エネルギーの安定的な供給源を確保すべく、本邦企業による資源の引取権益確保に資するプロジェクトを積極的に支援した。

5. 3. 新興国市場への取組を強化

2013 年 5 月に横浜で開催されたアフリカ開発会議 (TICAD V) の開催に合わせ、政治・経済状況等が改善したアフリカ 19 か国を対象に、引受方針を緩和した。

5. 4. 中小企業支援

中堅・中小企業の海外事業展開サポート体制を更に強化するため、2013 年度、地方銀行等 22 行と新たに業務提携、協力提携をし、「中堅・中小企業海外事業展開支援ネットワーク」への参画地方銀行等は 51 行（業務提携 49 行、協力提携 2 行）に拡大した。また、輸出を行う中堅・中小企業向けの専用商品「中小企業輸出代金保険」の利用拡大に取り組み、引受件数は、前年度比約 6 割増の 669 件となった。

5. 5. 貿易再保険特別会計及び独立行政法人日本貿易保険 (NEXI) の見直し

「平成 25 年度予算編成の基本方針（2013 年 1 月 24 日閣議決定）」により、「特別会計改革の基本方針」（2012 年 1 月 24 日閣議決定）及び「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（2012 年 1 月 20 日閣議決定）は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結とされていたが、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（2013 年 12 月 24 日閣議決定）により、日本貿易保険 (NEXI) を全額政府出資の特殊会社に移行し、2020 年度末までに貿易再保険特別会計を廃止することが決定した。

5. 6. 貿易保険の機能強化

2013 年 1 月にアルジェリアで発生したテロ事件に見られるような海外におけるリスク増大や、取引形態や資金調達手法の多様化など、海外事業環境は急速に変化している。こうした状況を踏まえ、貿易保険の機能を強化することを目的とした「貿易保険法の一部を改正する法律案」を、2014 年 2 月に閣議決定、国会へ提出し、4 月 4 日に可決した。

主な改正点は以下のとおり。

- ①本邦企業が戦争やテロによる事業の中断により負担する追加費用を貿易保険の対象とする。
- ②本邦企業の海外子会社や本邦製品の海外販売拠点による輸出等を貿易保険の対象とする。

- ③本邦企業が関与する海外プロジェクトに対する本邦銀行の海外拠点や外国銀行からの融資（現地通貨建て融資等）、つなぎ融資を貿易保険の対象とする。
- ④外国企業を契約の相手方として、本邦内でサービス提供を行う場合について貿易保険の対象とする。
- ⑤金融機関等からの借入れのみならず、社債やプロジェクトボンドを発行して資金調達を行う場合を貿易保険の対象とする。
- ⑥日本企業の現地法人等による出資等について貿易保険の対象とする。
- ⑦国内の民間損害保険会社が提供する対外取引向け保険について NEXI の再保険の引受対象とする。

6. BOP ビジネス

世界経済における新たな市場として、新興国市場、とりわけ中間所得層市場（いわゆる「ボリュウムゾーン」）の存在が指摘されている。その中で、ネクストボリュウムゾーンとして途上国の低所得階層（いわゆる「BOP 層」）の早期取り込みによるビジネス展開の重要性が唱えられている。経済産業省は、2010 年度より BOP ビジネスを推進するため、情報提供ポータルサイト「BOP ビジネス支援センター」を設立し、各種情報の提供を実施してきた。

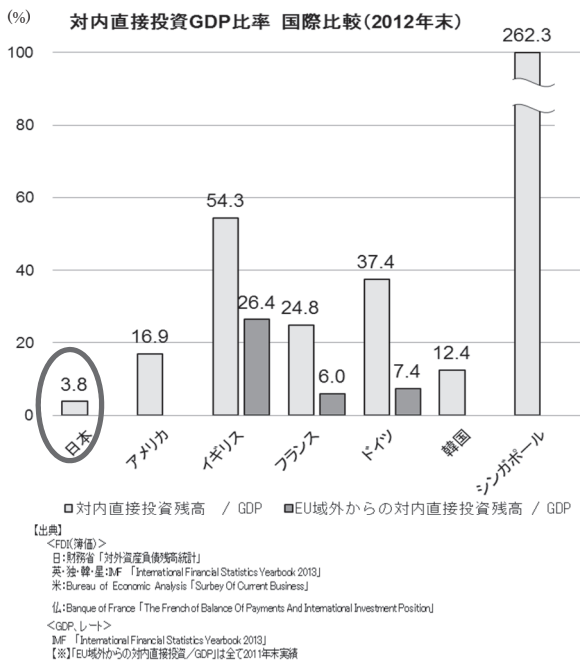
2013 年度は、関係支援機関の連携促進を目的として BOP ビジネス支援センター運営協議会を 3 回開催した。また、ジェットロに相談窓口を設置し、事業計画検討段階から確立・拡大段階まで、企業個別の事業フェーズに応じた支援を実施した。その他、経済成長に伴い所得水準が向上している中南米市場でのビジネス展開のための基礎的調査（消費財市場調査、ビジネス環境調査等）を行うとともに、政府支援ツールの方向性を検討した。

7. 貿易投資促進政策

7. 1. 対内直接投資の促進

(1) 対内直接投資の現状

2013 年末の対日直接投資残高は、前年比（金額ベース）で約 0.2 兆円増加し 18.0 兆円となったものの、対 GDP 比率は国際的に極めて低い水準にあり、2012 年時点で、米国の 16.9%、イギリスの 54.3%、フランスの 24.8%、ドイツの 37.4%、韓国の 12.4% に比べ、日本は 3.8% にとどまっている。



2007 年度の調査では、グローバル企業の地域統括拠点や研究開発拠点といった高付加価値拠点の立地先として、日本がアジア諸国の中で優位を保っていたが、2013 年度の調査では、中国やシンガポール、香港の台頭が顕著となり、我が国の立地先としての優位性が失われつつあることが確認された。

このように、近年、国際的に見て外国企業の誘致競争はより激化しており、グローバル企業の誘致には、政府一丸となって、グローバル企業向けの投資環境、外国人向けの生活環境整備等に取り組み、諸外国に遜色ないビジネス環境を整備することが必要である。

2007年度調査

【回答企業数 209 社】

	日本	中国	インド	シンガポール	韓国	香港	タイ
アジア地域統括拠点	①23%	18%	8%	16%	4%	②20%	1%
製造拠点	3%	①62%	②12%	2%	5%	5%	2%
R&D拠点	①30%	②25%	16%	9%	4%	6%	0%
バックオフィス	②15%	①24%	②15%	12%	5%	②15%	1%
物流拠点	11%	①41%	8%	9%	7%	②13%	3%
金融拠点	-	-	-	-	-	-	-
販売拠点	-	-	-	-	-	-	-



2013年度調査

【回答企業数 214 社】

	日本	中国	インド	シンガポール	韓国	香港	タイ
アジア地域統括拠点	19%	15%	2%	①27%	0%	②25%	1%
製造拠点	5%	①41%	②12%	3%	2%	1%	6%
R&D拠点	①20%	①20%	12%	②17%	1%	11%	0%
バックオフィス	11%	13%	16%	②17%	0%	①22%	1%
物流拠点	9%	②22%	4%	①24%	0%	21%	2%
金融拠点	12%	11%	5%	②25%	0%	①35%	0%
販売拠点	①26%	②19%	6%	12%	2%	13%	3%

出典：欧米アジアの外国企業の対日投資関心度調査（経済産業省：2013 年度、2007 年度）

(2) 対内直接投資の促進に向けた動き

海外の優れた人材や技術を日本に呼び込み、雇用やイノベーションの創出を図るため、政府は日本再興戦略において 2020 年までに対内直接投資残高を倍増するという目標を掲げた。

具体的な施策としては、グローバル企業の地域統括拠点や研究開発拠点のような高付加価値拠点の誘致に向け、グローバル企業の国内立地に係る初期投資の費用を支援する「アジア拠点化立地推進事業費補助金」（2010 年度補正予算から 2013 年度当初予算まで 35 億円計上）について、2013 年 3 月までに 23 社を採択した。また、誘致・支援体制の強化として、2013 年 9 月には、「対日投資相談ホット

ライン」をJETROに設置し、外国企業からの投資に関する相談や規制改革要望を一括で受け付けて個別に対応する包括的なサポート体制を強化した。さらに、海外事業者との投資提携に成功している日本の中堅・中小企業の事例を収集し、国内外販路の拡大など投資提携により得られたメリット等を掲載した『海外事業者との投資提携事例集』を作成・公表した。

2014年1月以降、政府の新たな動きとして、「成長戦略進化のための今後の検討方針」（2014年1月20日産業競争力会議決定）を掲げた。具体的には、外国企業経営トップから我が国の投資・生活環境に資する制度改革等の要望を吸い上げ、政府横断での施策化及び進捗管理を行うための推進方式を確立することを方針に掲げた。また、第1回経済財政諮問会議（2014年1月20日開催）における安倍総理の指示を受け、「対日直接投資に関する有識者懇談会」（2月27日から3月31日までに計3回開催）を開催し、外国企業経営者の意見を聴取し、対内直接投資促進に向けた課題の整理を進めている。

7. 2. 国際租税制度に係る環境整備

（1）グローバルな潮流と国内制度整備

近年、欧米を中心とした多国籍企業による過度な節税（租税回避行為）が問題視されている中で、国際的な制度調和によってこれに対応するため、OECDは2012年6月に「BEPS（Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転）プロジェクト」を立ち上げた。現在、2013年7月に公表された「BEPS 行動計画」に掲げられた各項目について検討が進められており、2014年9月以降、順次成果物が提示され、各国内法への導入の勧告等がなされる予定となっている。この流れの中で、今後、企業としては一層の税務コンプライアンスの向上を求められることとなるが、海外展開を行う日本企業に無用な課税リスクや負担を生じさせないよう、政府としても適正な国内制度の整備を図る必要がある。

こうした観点から、2013年度においてはBEPSプロジェクトに係る我が国の対応のあり方に関する調査を行うとともに、その他の制度整備として、「OECD 承認アプローチ」に沿った帰属主義に基づく国内法改正による産業界への影響分析、情報化社会でのビジネス実態を踏まえた外国子会社合算税制における適用除外基準の明確化等を行った。

（2）海外における事業環境整備

昨今、新興国を中心とした進出先国において日系企業が不当な課税を受ける事例が増加しており、現地における事業環境及び利益の再投資に悪影響を与えている。

この事態を改善するため、政府レベルでのはたらきかけを行うとともに、「新興国における課税問題の事例と対策」を取りまとめ（2013年9月）、説明会等を通して海外展開に係る課税リスクについての周知活動を行った。さらに、現地に進出している日本企業のニーズを吸い上げ、進出先国政府へのはたらきかけを強化するため、現地の関係機関（大使館、商工会、JETRO）との連携体制の強化を図っている。

また、進出先国における事業環境整備を進めるためには、租税条約ネットワークの拡充が重要である。産業界のニーズも踏まえつつ、今後、新規締結や改正を進めていく国の選定に向けた分析を行った。租税条約を締結することで、海外子会社からの配当等に対する源泉税率の引き下げ、海外での事業活動における課税範囲の明確化、税務紛争を解決する仕組みの構築等が期待される。

2013年度における租税条約の交渉状況は以下の通りである。

ドイツ連邦共和国（改正）（2011年12月から改正交渉中）、英領ヴァージン諸島（新規）（2013年4月から締結交渉開始）、UAE（新規）（2013年5月署名）、サモア独立国（新規）（2013年6月署名）、スウェーデン（改正）（2013年12月署名）英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）（改正）（2013年12月署名）、オマーン国（新規）（2014年1月署名）、マカオ（新規）（2014年3月署名）。

第4節 貿易経済協力局

貿易管理

1. 2013年度の貿易管理に関する主な動き（総論）

貿易管理は、自由貿易に対して必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期すことを目的として実施するものである。具体的には、(1)「外国為替及び外国貿易法」(外為法)に基づく輸出入の審査、(2)経済連携協定(EPA)に基づく原産地証明書を発給・作成するための原産地証明制度の整備・運用、(3)国内外の経済情勢などに合わせた不当廉売関税、セーフガード等の貿易救済措置の発動等を行っている。以下、それぞれについて、2013年度の貿易管理に関する主な動きについて報告する。

(1) 外為法に基づく輸出入の審査

安全保障輸出管理では、国際情勢の変化や国際輸出管理レジームに対応し、制度改正や運用面の見直しを行っている。具体的には、2013年9月13日に、国際輸出管理レジームにおける合意等に基づき、リスト規制の改正を行った。さらに、汎用品の技術進歩や安全保障を巡る国際情勢の変化に応じ、通常兵器キャッチオール規制について改正を行い、対象品目について、食料品や木材等を除く全品目へと拡大した(「外国為替令」(外為令)及び「輸出貿易管理令」(輸出令)の改正)。

また、北朝鮮の拉致・核・ミサイル問題を受け、2009年6月18日以降、これを受け、外為法第10条に基づき、我が国独自の措置(人道目的等に該当する場合を除く)として輸出全面禁止措置を講じた。2013年4月に閣議決定された本措置の延長に当たっては、北朝鮮がこれ以上の挑発行為を控え、諸懸案の解決に向けた具体的な行動を取るよう強く求めるため、従来の1年間に代えて2年間の延長とした。

さらに、2013年12月17日に閣議決定された「国家安全保障戦略」の中で、武器輸出三原則等について、「新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定めることとする」とされ、新たな原則について議論された。

(2) EPAに基づく原産地証明制度の整備・運用

EPAに基づく特定原産地証明制度については、TPP、日豪EPA等の交渉において、今後の制度について各国と協議を行った。また、日アセアンEPAにおいて、2014年1月

から、原産地証明書に関する情報を電子的に確認できるシステムの運用を開始した。

(3) 不当廉売関税等の貿易救済措置

貿易救済措置については、電解二酸化マンガンに対し、オーストラリア産については2013年8月31日まで、南アフリカ、中国、スペイン産については、調査の結果、2014年3月5日課税期間の延長が決定されたため、2013年度を通じて不当廉売関税を課税している。また、インドネシア産カットシート紙に対しては、調査の結果、2013年6月26日に課税をしないとの決定を行った。さらに、2014年2月14日から中国産トルエンジソシアナートに対する不当廉売関税の課税の可否についての調査を開始し、2013年度末において調査が継続中である。

2. 外国為替及び外国貿易法(外為法)に基づく貿易管理

2. 1. 安全保障分野での輸出管理

大量破壊兵器及び通常兵器の輸出管理に関しては、我が国を含む先進国を中心とした国際輸出管理レジームの動向を踏まえつつ、「外国為替及び外国貿易法」(外為法)、「外国為替令」(外為令)、「輸出貿易管理令」(輸出令)の規定に基づき、国際的な平和及び安全の維持という観点から厳格に実施している。

昨今の北朝鮮やイラン等における大量破壊兵器等の開発等の懸念や東アジア諸国の軍事力の強化等の我が国を巡る安全保障環境の変化をふまえると、輸出企業の適正な事業活動を確保しつつ、国際協調の下での厳格な安全保障貿易管理が求められている。

(1) 安全保障分野での輸出管理制度の概要

(ア) リスト規制

ワッセナー・アレンジメント等の国際輸出管理レジームにおいて、規制の対象とする旨合意された貨物の輸出及び技術の提供について経済産業大臣の許可を必要とする。

(イ) キャッチオール規制

リスト規制に該当しない貨物の輸出及び技術の提供について、核兵器、生物・化学兵器、ミサイルといった大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可を必要とする。

A. 大量破壊兵器キャッチオール規制

(i) 対象地域

27か国（¹ホワイト国）を除く地域

(ii) 対象貨物

リスト規制に該当しない全品目（食料品、木材等は除く）

(iii) 発動要件

用途・需要者に照らして、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合（客観要件）又は、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた場合（インフォーム要件）。

B. 通常兵器キャッチオール規制

(i) 対象地域

ホワイト国を除く全地域（ただし、国連武器禁輸国・地域とそれ以外の国・地域については、規制の発動要件が異なる。）

(ii) 対象貨物

リスト規制に該当しない全品目（食料品、木材等は除く）

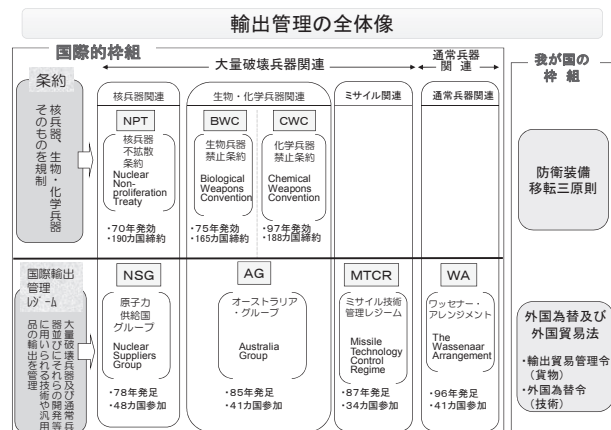
(iii) 要件

ホワイト国を除く全地域（国連武器禁輸国・地域を除く）については、インフォーム要件。

国連武器禁輸国・地域については、客観要件又は、インフォーム要件。

1. アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、米国（アルファベット順）。

< 参考 1 > 輸出管理の全体像



< 参考 2 > 国際輸出管理レジームの概要

国際輸出管理レジームの概要				
	NSG (原子力供給国グループ)	AG (オーストラリア・グループ)	MTCR (ミサイル技術管理レジーム)	WA (ワッセナー・アレンジメント)
1. 規制対象品目	(1) 原子力関連用品・技術 ①核物質 ②原子炉・附属装置 ③重水・原子炉級黒鉛 ④原子炉燃料・再処理等プラント (2) 原子力関連用品・技術	(1) 化学兵器 ①化学剤 ②化学兵器用製造設備 (2) 生物兵器 ①生物剤 ②生物兵器用製造設備	(1) ロケット、無人航空機 (2) ロケット無人航空機に使用される推進剤、技術	(1) 武器 (2) 汎用品 ①先端材料 ②材料加工 ③エレクトロニクス ④コンピュータ ⑤通信関連 等
2. 発足年(日本参加)	1978年(同年)	1985年(同年)	1987年(同年)	1996年(同年)
3. 参加国数	48カ国	41カ国	34カ国	41カ国
4. 参加国	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ペルー、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国

< 参考 3 > 外国ユーザーリストの公表

輸出する貨物の需要者又は提供する技術を利用する者が、経済産業省が公表する「外国ユーザーリスト」に掲載されている場合には、用途、取引の態様・条件等からみて、大量破壊兵器等の開発などに用いられないことが明らかなる場合を除き、経済産業大臣の許可が必要となる。

(ウ) 包括許可制度

貨物の輸出や役務の提供に係る許可を包括的に与える制度。

(i) 一般包括許可

貨物・技術の機微度が比較的低い品目について、電子申請を前提とし、ホワイト国向けを限定に一定の仕向地・品目の組合せの輸出を包括的に許可する制度。

(ii) 特別一般包括許可

貨物・技術の機微度が比較的低い品目について、非ホワイト国向けを含んだ一定の仕向地・品目の組合せの輸出を包括的に許可する制度。

(iii) 特定包括許可

継続的な取引関係を行っている同一の相手方に対する輸出を包括的に許可する制度。

(iv) 特別返品等包括許可

本邦において使用するために輸入された輸出令別表第1の1項に該当する物（武器）又はその物に内蔵された外為令別表の1項に該当する技術（プログラム）であって、不具合による返品、修理又は異品のためのみに輸出する物や技術について一括して許可する制度

(v) 特定子会社包括許可

我が国企業の子会社向け（50%超資本）に対する一定の

品目の輸出について包括的に許可する制度

(2) 国際輸出管理レジームにおける貢献

我が国は、NSG（Nuclear Suppliers Group：核兵器関連貨物及び役務）、AG（AustraliAGroup：生物・化学兵器関連貨物及び役務）、MTCR（Missile Technology Control Regime：ミサイル関連貨物及び役務）、WA（WAssenaar Arrangement：通常兵器関連貨物及び役務）のすべての国際輸出管理レジームに参加しており、これらの会合に出席し、輸出管理の連携、規制対象貨物リスト及び規制対象役務リストの見直し、懸念調達活動に係る情報交換等を行っている。

(3) 武器・武器技術の海外移転について

2013 年 12 月 17 日に閣議決定された「国家安全保障戦略」の中で、武器輸出三原則等について、「新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定めることとする」とされ、新たな原則について議論された。

また、2013 年 12 月 23 日には、「国際連合南スーダン共和国ミッション（UNMISS）への物資協力についての内閣官房長官談話」が発出され、韓国隊へ 1 万発の弾薬の無償譲渡が行われた。本件は、緊急の必要性・人道性が極めて高いこと等に鑑み、官房長官談話を発出することで、武器輸出三原則等によらないこととされた。

(4) 輸出管理アウトリーチについて

大量破壊兵器等の拡散を効果的に防止し、国際社会の安全保障を確保するためには、アジア諸国が協力して厳格な輸出管理を実施することが不可欠である。このため、輸出管理制度の整備が遅れているアジア諸国に対し、制度導入に向けた支援の一環として、以下の輸出管理アウトリーチ活動を実施している。

（ア）アジア輸出管理セミナー

1992 年度以降、アジア諸国の輸出管理政策担当部局を招へいし、毎年日本で開催。輸出管理に係る経験やノウハウを共有し、輸出管理制度の整備に向けた方策や課題について理解を深めることで、アジア各国・地域における輸出管理の強化を支援することを目的としている。2013 年度は 2014 年 2 月 26 日～28 日に東京で開催し、輸出許可審査、産業界・大学・研究機関へのアウトリーチ、通過・積

み替え・仲介取引時の課題について各国・地域と意見交換を行った。

（イ）産業界向けアウトリーチ・セミナー

アジア各国・地域の現地企業及び日系企業に対し輸出管理の実効性向上を図ることを目的とした輸出管理セミナーを実施。2013 年度は、台湾、マレーシア、フィリピンにて実施し、各国の制度導入状況に合わせ、輸出管理の必要性、違反事例や規制品目の説明、輸出管理内部規程（CP：コンプライアンス・プログラム）の導入例などの紹介を行った。

(5) 安全保障分野での輸出管理の普及・啓発の促進

輸出関連企業等における輸出管理内部規程（CP：コンプライアンス・プログラム）の整備を通じた自主管理の支援（2014 年 3 月末現在、約 1,400 社が CP を届出）を引き続き実施するとともに、輸出企業等における安全保障貿易管理の徹底を図るため、2013 年度は、外為法における輸出管理の執行状況を確認する立入検査を約 140 件、安全保障貿易管理説明会を約 80 回実施した。

その他、中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業と連携し、中小企業の輸出管理体制構築支援を行った。

2. 2. 国際条約遵守のため等に行う輸出管理

環境保護や安心・安全のために維持される様々な国際条約（野生動植物の保護（ワシントン条約）、有害廃棄物の汚染防止（バーゼル条約）、化学物質の適正管理（ストックホルム条約、ロッテルダム条約）、紛争ダイヤモンドの管理（キンバリープロセス）、麻薬原料物質等の管理、フロン（モントリオール議定書）等）に基づく輸出規制貨物、国内需要確保のための輸出規制貨物（血液製剤等）、輸出急増等防止のための輸出規制貨物（漁船）、国際協定等による規制貨物（麻薬等）等の輸出管理を実施している。これらの貨物の輸出を経済産業大臣の承認に係らしめている。

2. 3. 輸入管理

外為法第 52 条及び「輸入貿易管理令」（輸入令）の規定に基づき、外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄

与するため、又は外為法第 10 条第 1 項の閣議決定を実施するため、次の輸入管理を実施している。

(1) 輸入割当・承認（輸入令第 9 条、第 4 条第 1 項第 1 号）

特定の貨物の輸入について、輸入者に対し輸入することのできる数量又は価額を経済産業大臣が割り当てる制度である。輸入者が輸入割当対象品目を輸入する際には、まず割当を受けた後、その枠内で輸入の承認を受けることが必要である。

(2) 2号承認（輸入令第 4 条第 1 項第 2 号）

特定の地域を原産地又は船積地域とする特定の貨物の輸入を経済産業大臣の承認に係らしめる制度である。

(3) 2の2号承認（輸入令第 4 条第 1 項第 2 号）

全地域を原産地又は船積地域とする特定の貨物の輸入を経済産業大臣の承認に係らしめる制度である。

(4) 事前確認・通関時確認

(ア) 事前確認（輸入令第 4 条第 2 項）

特定の貨物を輸入する際に、事前に当該貨物所管大臣の確認を必要とする制度である。

(イ) 通関時確認（輸入令第 4 条第 2 項）

特定の貨物を輸入する際に、通関時に一定の書類を税関に提出することを必要とする制度である。

2. 4. 為替管理

(1) 支払等〔許可〕

外為法第 16 条第 1 項に基づく外国為替令（外為令）第 6 条第 1 項の規定により、(A) 我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため必要があると認めるとき、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるとき、(B) 外為法第 10 条第 1 項に基づき我が国の平和及び安全の維持のため閣議決定が行われたときは、財務大臣又は経済産業大臣の支払等の許可を必要とする。

(2) 特定資本取引〔許可〕

外為法第 24 条第 1 項に基づく外為令第 15 条第 1 項の規定により、(A) 我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、国際平和のための国際的な努

力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、外為法の目的を達成することが困難と認めるとき、

(B) 外為法第 10 条第 1 項に基づき我が国の平和及び安全の維持のため閣議決定が行われたときは、経済産業大臣の特定資本取引の許可を必要とする。

(3) 役務取引等〔許可〕

(ア) 外為法第 25 条第 1 項に基づく外為令第 17 条の規定により、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術を特定の外国において提供することを目的とする役務取引等が許可制とされている。

(イ) 外為法第 25 条第 5 項に基づく外為令第 18 条第 1 項の規定により、次の役務取引が許可制とされている。

※鉱産物の加工若しくは貯蔵、放射線を照射した核燃料物質の分離若しくは再生又は放射性廃棄物の処理に係る役務取引

(ウ) 外為法第 25 条第 6 項に基づく外為令第 18 条第 3 項の規定により、(A) 我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難と認めるとき（※）、(B) 外為法第 10 条第 1 項に基づき我が国の平和及び安全の維持のため閣議決定が行われたときの役務取引等は、財務大臣又は経済産業大臣の許可を必要とする。

※宇宙開発に関する日米の協力に関する交換公文に基づき我が国に移転された技術の提供

2. 5. 経済制裁

懸念国の核問題等を解決する観点から、外為法に基づき、北朝鮮、シリア等に対する経済制裁を講じている。

(1) 北朝鮮に対する経済制裁措置

北朝鮮による日本人の拉致や 2006 年以降数次にわたる核実験等が行われ、また、2012 年以降重なる弾道ミサイル発射及び 2013 年の核実験実施を受け、国連安保理決議及び外為法第 10 条第 1 項に基づき、以下の措置を講じている。

(ア) 資産凍結措置等

国連安保理決議第 1695 号に基づき、北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者（15 団体・1 個人）

に対する支払及び資本取引等を禁止する措置（2006 年 9 月実施）を講じている。また、2009 年度には、2006 年 11 月の同決議第 1718 号に基づき、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者（3 団体）に対する資産凍結等の措置（2009 年 5 月実施）を講じたほか、2009 年 6 月の同決議第 1874 号に基づき、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る資本取引等を禁止する措置（2009 年 7 月実施）を講じ、また、2013 年 1 月の同決議第 2087 号及び 2013 年 3 月の同決議第 2094 号に基づき、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者に対する資産凍結等の措置の対象者の追加を行った（2013 年 2 月、4 月実施）。また、同決議第 2094 号の趣旨を踏まえ、北朝鮮をめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、同計画等に関与する者に対し資産凍結等の措置を講じ（2013 年 4 月実施）、8 月に資産凍結の措置の対象者の追加を行った。

（イ）輸出入全面禁止措置

北朝鮮をめぐる諸般の事情を勘案し、経済産業省では、安保理決議に基づく制裁措置及び我が国独自の措置として、以下の措置を行っている。

- ・ 2006 年 10 月より、北朝鮮貨物の輸入全面禁止
- ・ 2006 年 11 月より、奢侈品、大量破壊兵器等関連貨物の輸出禁止
- ・ 2009 年 6 月より、輸出全面禁止

上記措置を講じたことにより、2009 年 6 月 18 日以降、北朝鮮との輸出入は人道目的等に該当する場合を除き、全面禁止となっている。

なお、輸出入全面禁止措置は北朝鮮の動静を確認するため、当該措置の延長にかかる閣議決定及び国会の事後承認が必要となっている。

（2）シリアに対する経済制裁措置

シリアをめぐる現下の国際情勢にかんがみ、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、シリアのアル・アサド大統領及びその関係者等に対し、資産凍結等の措置を講じ（2011 年 9 月）、

2012 年度には、シリア情勢が更に悪化する中で、欧米

諸国やアラブ連盟等の主導で行われている国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、資産凍結等の措置の対象者の追加を行った。

また、2013 年度は国連安保理決議第 2118 号に基づき、化学兵器関連物資の輸入について禁止措置を行った（2014 年 1 月実施）。

（3）テロリスト等に対する経済制裁措置

我が国はこれまで、国際連合安全保障理事会決議第 1267 号、第 1333 号、第 1390 号、第 1988 号及び第 1989 号に基づき、同理事会制裁委員会により指定されたタリバン関係者及びその他のテロリスト等に対し資産凍結等の措置を講じてきたが、2013 年度も同委員会の決定に基づき、対象者の加除を行った。

3. 輸出入手続の電子化

IT の進歩やインターネットの普及に伴って飛躍的に増加した世界の貿易量を背景に、貿易円滑化の推進が国際貿易の更なる発展にとって不可欠のものとなっている。特に、貿易手続の簡素化・効率化の中核として通関手続の電子化が世界的な趨勢となっている。

こうした中、外為法に基づき経済産業省が交付する輸出入の許可承認証等の電子ライセンス化は近年益々重要な課題となっており、経済産業省の許可承認等の申請手続から税関における輸出入申告までの手続をタイムロスなく電子で行う NACCS 貿易管理サブシステムの更なる利用拡大のため、2013 年度は以下の施策を実施した。

- （1）輸出入者及び通関業者へのパンフレット配布、各種説明会の実施、電子申請のデモンストレーションを取り入れた個別企業訪問説明等の普及促進活動
- （2）輸出貿易管理令別表第 2 の 21-3 に掲げる麻薬等原材料の輸出承認における一般包括輸出承認制度の新設
- （3）ワシントン事前確認の申請様式の簡素化

以上の取り組みを通じて、NACCS 貿易管理サブシステムの利用登録企業数は、2012 年度末の 578 社から 2013 年度末 720 社と 142 社増加した。また、NACCS 貿易管理サブシステムの電子ライセンスによる 2013 年度の通関率は 43.4%に達した。

4. 経済連携協定（EPA）に基づく原産地証明制度

「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（2005年4月発効）」を始めとする経済連携協定（下記参照）においては、我が国と相手国との間で取引される物品について、[1]WTO 協定に基づく最恵国税率よりも低い特惠税率が適用される原産品を認定するための要件（原産地規則）、[2]原産地証明書の発給・確認の手続等が規定されている。これらの協定の国内担保法（「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（2002年11月発効）」を除く。）として、「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（以下「原産地証明法」という。）」が制定されている。現在、我が国が導入している原産地証明制度は、第三者証明制度（輸出国政府（又は輸出国政府が指定する発給機関）が発給する原産地証明書により証明する制度）と認定輸出者自己証明制度（輸出国政府による認定を受けた輸出者自らが原産地証明書を作成できる制度）である。第三者証明制度については、これまで我が国が締結した全ての経済連携協定において導入されており、経済産業大臣が指定する発給機関として、日本商工会議所が特定原産地証明書の発給業務を実施している。2013年度の特定原産地証明書の発給件数は、183,365件であった。（2011年度：119,192件、2012年度：153,217件）。認定輸出者自己証明制度については、日スイス EPA、日ペルー EPA 及び日メキシコ EPA の3協定においてのみ導入されており、経済産業省が、原産地証明法に基づき、輸出者の認定を行っている。

また経済産業省では、通関の迅速化、通関トラブルの回避に資するため、原産地証明書情報の電子的提供を行うシステムを開発・整備し、2012年5月から実施している。これまで、日メキシコ EPA 及び日ペルー EPA で運用してきたが、2014年1月から、新たに日アセアン EPA においても運用を開始した。さらに、TPP、日豪 EPA 等の交渉において、今後の原産地証明制度について各国と協議を行った。

〈2013年度末までに締結又は署名された経済連携協定〉

- ・新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（2002年11月発効）
- ・経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国と

の間の協定（2005年4月発効、2012年4月改正）

- ・経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定（2006年7月発効）
- ・戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（2007年9月発効）
- ・経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（2007年11月発効）
- ・経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（2008年7月発効）
- ・経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定（2008年7月発効）
- ・経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（2008年12月発効）
- ・包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定（2008年12月発効）
- ・日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（2009年9月発効）
- ・経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定（2009年10月発効）
- ・日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定（2011年8月発効）
- ・経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定（2012年3月発効）

5. 貿易救済措置等

5. 1. 不当廉売関税、相殺関税、セーフガード

(1) 不当廉売関税（「関税定率法」第8条）

不当廉売関税制度とは、不当廉売された貨物の輸入が我が国産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は我が国産業の確立を実質的に妨げる事実がある場合において、当該我が国産業を保護するため、必要があると認められる場合に、当該貨物の正常価格と不当廉売価格との差額に相当する額と同額以下の関税を賦課するものである。なお、2013年度は、電解二酸化マンガンに対し、オーストラリア産については2013年8月31日まで南アフリカ、中国、スペイン産については調査の結果、2014年3月5日課税期間の延長が決定されたため、年度を通じて課税している。また、2012年6月29日から調査中であったインドネシア産カットシート紙に対しては、調査の結果、2013年6月26日に課税をしないとの決定を行った。

2014年2月14日から中国産トルエンジイソシアナートに対する不当廉売関税の課税の可否についての調査を開始し、2013年度末において調査が継続中である。

ている(日メキシコ EPA に基づく数量については経済連携協定に定められている)。

(2) 相殺関税(「関税定率法」第7条)

相殺関税制度とは、補助金交付を受けた貨物の輸入が、我が国産業に実質的に損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は我が国産業の確立を実質的に妨げる事実がある場合において、当該我が国産業を保護するため、必要があると認められる場合に、当該補助金の額と同額以下の関税を賦課するものである。なお、2013年度において課税措置は行われていない。

(3) セーフガード(「関税定率法」第9条、「関税暫定措置法」第7条の7及び「外国為替及び外国貿易法」第52条)

セーフガードとは、特定品目の貨物の輸入が増加し、当該貨物の輸入が国内産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがあること等が認められる場合において、国民経済上緊急の必要性が認められる場合に、関税の賦課又は輸入数量制限を行うものである。なお、2013年度において課税措置及び輸入数量制限は行われていない。

5. 2. 関税割当制度

(1) 輸入数量制限の撤廃及び関税割当制度の導入の経緯

我が国は、米国及びEU(当時 EC)との GATT (関税と貿易に関する一般協定) 28 条交渉の合意に基づき、1986 年 4 月、皮革・革靴等の輸入割当制度 (IQ) を撤廃し、関税割当制度 (TQ) を導入した。

また、2005 年には日メキシコ EPA に基づく関税割当制度も導入された。

(2) 関税割当制度の概要

本制度は「関税定率法」第9条の2及び「関税暫定措置法」第8条の5第2項に基づき、特定の物品について2段階の関税率を定め、一定数量(関税割当数量)の範囲内での輸入に対し、低い関税率(1次税率)を適用するものであるが、輸入割当制度と異なり、2次税率での輸入量を制限するものではない。なお、当該関税割当数量については、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣の共同閣議請議案件である「関税割当制度に関する政令」において定められ